

4 新福介給第 2 2 3 号

令和 4 年 8 月 2 2 日

介護保険サービス提供事業者 管理者 様

新宿区福祉部介護保険課長

井出 修

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための居宅介護支援業務及び
運営推進会議等の臨時的取扱いの終了について（通知）

日頃から、介護保険事務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 2 月 2 8 日付け 3 1 新福介給第 5965 号「新型コロナウイルス感染症の予防及び
感染拡大防止のための居宅介護支援業務の臨時的取扱いについて（通知）」及び 3 1 新福介
給第 5966 号「新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための運営推進会議
等の臨時的取扱いについて（通知）」における取扱いについては、現在の新型コロナウイ
ルス感染状況を踏まえて、終了とします。

今後は、厚生労働省や東京都福祉保健局の最新情報を随時確認し、適切な対応をしてい
たきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応として、一部の業務を電話やメールを活用して柔軟
に対応することが可能ですが、利用者の方々へ必要なサービスが提供されるよう、介護保険
の趣旨に基づき、事業者間で連携して支援を行ってください。

ご不明な点等がありましたら、下記の問合せ先までご相談ください。

問合せ先 新宿区福祉部介護保険課給付係 03-5273-3497

取 扱 終 了

31 新福介給第 5965 号

令和 2 年 2 月 2 8 日

各居宅介護支援・介護予防支援事業所 管理者 様

新宿区福祉部

介護保険課長 関本 ますみ

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための居宅介護支援業務
の臨時的取扱いについて（通知）

日頃、介護保険事務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染予防及び感染拡大防止のため、居宅介護支援業務について、下記のとおりとします。本取扱いは、臨時的な期間限定のものであり、終了の際には改めて連絡させていただきます。

なお、対面でサービス提供する場合には、確実な感染症予防対策を行ってください。

また、令和 2 年 2 月 2 7 日付等の介護保険課通知に記載の東京都等のホームページを随時、確認していただき、最新情報を把握してください。

記

1 対応方針

利用者及び事業所職員への感染予防のため、虐待対応等のやむを得ない場合を除き、利用者、家族、医療機関及び他事業所職員などとの相談、連絡調整等は、原則として対面ではなく、電話・FAX・メール等で行うこととする。

2 具体的取り扱い

(1) アセスメント

居宅への訪問に代えて、本人、家族、関係者等への電話等により、本人の心身の状況を把握することを原則とします。アセスメント内容は必ず記録してください。電話等でのアセスメントとした場合でも減算や指導対象にはなりません。

(2) サービス担当者会議

会議に代えて照会により、各サービス担当者から意見を求めることができる場合の、やむを得ない理由に該当するものとします。照会及び回答内容は、第 4 表又は E 表に必ず記録してください。電話等での照会した場合でも、減算や指導対象とはなりません。また、本通知の内容については、照会の際に、各サービス担当者にも伝えてくだ

さい。

ケースカンファレンス、事例検討会、研修等についても、同様の配慮をお願いします。

(3) モニタリング

1月に1回の居宅訪問によるモニタリングができない特段の事情に該当するものとして、モニタリングの経過・結果は必ず記録してください。電話等でモニタリングを実施した場合でも減算や指導対象とはなりません。

(4) サービス辞退によるケアプランの変更

感染予防を理由に本人・家族がケアプランに位置付けられているサービスを辞退する場合には、ケアプランを修正しなくてかまいませんが、その旨を必ず支援経過に記録してください。実績管理（給付管理）は確実に行ってください。

(5) その他

- ・利用票など、書面において署名・捺印が必要な場合は、郵送等で対応してください。
- ・サービス事業所担当者とは密接な連携をとり、利用者の状況変化を的確に把握したうえで必要な対応をお願いします。
- ・管理者は、事業所職員の健康状況を確実に把握してください。
- ・各サービス事業所・施設におけるコロナウイルス感染症への対応方法については、介護保険最新情報 Vol.768 及び 769 で示されていますので確認してください。

※ 退院退所加算、緊急時等居宅カンファレンス加算、ターミナルケアマネジメント加算では、面談・訪問・カンファレンスが要件となっていますが、現在、国や東京都から関連通知がなく、代替手段による方法で算定が可能か不明です。後日、算定の可否が確認できるよう代替手段を行った場合には、その内容を記録しておいてください。

問い合わせ先

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話（直通）03-5273-3497

取 扱 終 了

31 新福介給第 5966 号

令和 2 年 2 月 2 8 日

各地域密着型サービス事業所 管理者 様

新宿区福祉部

介護保険課長 関本 ますみ

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための運営推進会議等の臨時的取扱いについて（通知）

日頃、介護保険事務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応について、介護保険課より情報提供しているところですが、問い合わせが多い事項について対応方針をまとめましたので、追加の情報ともにお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染予防及び感染拡大防止のため、運営推進会議等について、下記のとおりとします。本取扱いは、臨時的な期間限定のものであり、終了の際には改めて連絡させていただきます。

なお、サービス提供する場合には、引き続き確実な感染症予防対策を行ってください。

また、令和 2 年 2 月 2 7 日付等の介護保険課通知に記載の東京都等のホームページを随時、確認していただき、最新情報を把握してください。

記

1 対応方針

利用者及び事業所職員への感染予防のため、会議・室内行事等は外部の者と原則として接触しない方法で実施することとする。

2 具体的取り扱い

(1) 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議

会議室等における一堂に会する方法では開催せず、電話・FAX・メール等による書面開催等の代替方法で実施してください。会議の開催方法・内容は必ず記録してください。電話等で会議を開催した場合でも指導対象にはなりません。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所においては、運営推進会議の開催が第三者評価受審の受診緩和条件となっておりますが、書面開催等でも実施した扱いとします。来年度当初に提出依頼予定の報告書の様式の中で、その旨を記載してください。

(2) 外部の者が参加する会議及び室内行事等

会議については、(1)と同様の方法とするか、延期又は中止としてください。室内行

事は、外部の者（ボランティアを含む）が参加しない方法で実施するか、延期又は中止としてください。

- (3) 研修等についても、同様の配慮をお願いします。
- (4) 介護保険最新情報 Vol.771 は、認知症対応型共同生活介護事業所における感染拡大防止のため、協力医療機関等と連携して対応についての内容となっておりますので、確認してください。

問い合わせ先 新宿区福祉部介護保険課

2(1)~(3)について 給付係 電話（直通）03-5273-3497

第三者評価について 推進係 03-5273-4212